

○環境省告示第三号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第二項第二号ホの規定に基づき、雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量が少ない特定廃棄物の要件等を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年一月十三日

環境大臣 細野 豪志

雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量が少ない特定廃棄物の要件等

（雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量が少ない特定廃棄物の要件）

第一条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第二十六条第二項第二号ホの環境大臣が定める要件は、日本工業規格K〇〇五八一―に定める方法により作成した当該特定廃棄物に係る検液について、別表に掲げる機器を用いて測定した結果、セシウム百三十七についての放射能濃度が百五十ベクレル毎リットル以下であることとする。

（不透水性土壌層の要件）

第二条 規則第二十六条第二項第二号ホ(2)の規定により設ける不透水性土壌層は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものでなければならない。

一 厚さがおおむね三十センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒十ナノメートル以下で

あるベントナイトその他の材料の層であること。

二 厚さがおおむね三センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒一ナノメートル以下である水密性のアスファルト・コンクリートの層であること。

三 前二号の層と同等以上の遮水の効力を有する層であること。

別表

- 1 ゲルマニウム半導体検出器
- 2 NaI (Tl) シンチレーシヨンスペクトロメータ
- 3 LaBr₃ (Ce) シンチレーシヨンスペクトロメータ

(平成二四環告九五・一部改正)